

一般名処方について

当院では厚生労働省の方針に従い、一般名（有効成分の名称）での処方箋発行を実施しております。

- ◆一般名処方（有効成分の名称での処方）とは、同一有効成分の後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある場合、患者様によるご選択の上で薬局では後発医薬品の調剤が可能となります。
- ◆安定した薬物治療を受けていただけるよう、医薬品の供給状況を踏まえ、効果・成分を十分考慮の上、一般名処方の処方箋を交付することがございます
- ◆一般名処方の処方箋を交付する際、患者様には従来通りご安心いただけるよう、適宜説明をさせていただきます。

病 院 長